

被害回復をうたう探偵業者に注意!

2014年10月15日号

必ず上場すると勧められた未公開株を購入後、業者と連絡が取れなくなり騙されたことが分かった。ネットで検索した「被害救済相談センター」に電話をすると、実は探偵業者で、被害の回復ではなく業者の所在調査だけを行い、高額な費用を請求されるというトラブルがあります。

そもそも未公開株は金融商品取引業の登録を受けた証券会社でしか購入できず、日本証券業協会のグリーンシート銘柄以外の未公開株の勧誘は禁止されています。さらに、騙されたとわかった後、被害を回復したいという心の隙間に付け込むこのようなケースは、損害を取り戻したいという消費者の心理を利用した新しい手口です。

ネットで「相談センター」と検索すると、上位に探偵業者がヒットするようになっているので安易に電話をしないで、未公開株などの被害にあった場合は、消費生活センターにご相談ください。